

高圧ガス保安法実務マニュアル

(第二種製造者(冷凍施設を除く)編)

一般高圧ガス保安規則及び液化石油ガス保安規則の適用を受ける
第二種製造事業者に適用する。

第二種製造者(冷凍施設を除く)とは

圧縮、液化その他の方法で処理することができるガスの容積が
1日100m³(第一種ガスの場合は300m³)未満である設備を使用
して、高圧ガスの製造(容器に充てんすること及び処理設備となる
減圧弁による製造(処理能力0m³)を含む)の事業を行う者

<目次>

	頁
I 高圧ガス製造事業届	1
II 高圧ガス製造施設等変更届	6
III 代表者等変更届	10
IV 高圧ガス製造廃止届	11
V 第二種製造事業承継届	12
◎ 様 式	13

平成27年4月

福島県危機管理部消防保安課

I 高圧ガス製造事業届

1日の処理能力が100m³未満（第一種ガスは300m³未満）の設備を使用して高圧ガスの製造をしようとする者が、法第5条第2項第1号に基づいて知事に製造事業届を行うときに必要な手続きは、次のとおりです。

なお、製造に係る高圧ガスの貯蔵量によっては、別途、貯蔵所の許可又は届出が必要になります。

- 1 届出単位 「事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 事業開始の日の20日（原則として工事に着手しようとする10日前までに行うこと。）
- 3 提出先 所在地を管轄する地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類一覧

高圧ガス製造事業届書（様式1）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	製造施設等明細書	
2	製造施設等明細書に添付して必要になる書類	
(1)	事業所全体平面図	<p>高圧ガス貯蔵所の許可を受けている施設であって、第二種製造者に該当し届出する場合には、貯蔵所の許可時の書類と重複する添付書類について、その旨を記載して省略することができます。</p> <p>省略の仕方は、製造施設等明細書に必要事項を記載の上、「平成 年 月 日付けで高圧ガス貯蔵所の許可を受けた施設であり、重複するため省略する。」と記載すること。</p>
(2)	高圧ガスフローシート	
(3)	高圧ガス製造施設配置図	
(4)	ガス設備及び高圧ガス設備の配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面	
3	製造施設の位置及び付近の状況を示す図面（事業所案内図）	

6 提出書類の作成要領

(1) 高圧ガス製造事業届書（様式1）の作成要領

i 名称（事業所の名称を含む。）

法人にあつては法人名称に加えて事業所名まで記入すること。個人にあつては事業所名を記入すること。

【例】 法人：○○○(株)○○○工場、個人：○○○事業所

ii 事務所所在地

法人にあっては登記してある本社の所在地を記入し、個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

iii 事業所所在地

高圧ガスの製造を行おうとする所在地を記入すること。

iv 代表者氏名及び印

法人にあっては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあっては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、事業所の長等が代理人となって届出することもできます。

この場合、代表者から代理人に対しての委任を証した書面（委任状（様式2））を添付すること。

(2) 製造施設等明細書（様式3）の作成要領

製造施設等明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

<記載例>

製造施設等明細書

1 製造の目的

(1) 製造施設の名称

（設置しようとする製造施設の名称を記載すること。）

(2) 製造の目的

（製造する高圧ガスの種類及びその製造目的を具体的に記載すること。）

(3) 製造の方法

（高圧ガスの製造手順を箇条書に簡潔に記載すること。）

2 処理設備の処理能力及び性能

（高圧ガスの種類毎に計算した処理能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。）

高圧ガスの種類	設備名	型式	台数	高圧ガスの状態	処理能力 Nm ³ /日	性能
				圧縮、液化、圧縮+液化		「別添機器一覧表のとおり」としておくこと。
				圧縮、液化、圧縮+液化		
合 計						

[続いて、設備毎の計算式を記載すること。]

(処理能力の算定は、各規則の計算方法に基づき行い小数点以下は四捨五入すること。)

3 貯蔵設備の貯蔵能力及び性能

(高圧ガスの種類毎に計算した貯蔵能力を表にまとめ、個々の算式を記載すること。)

注 [貯蔵設備が配管に接続されている場合には一群として合算して算出し、その他の場合は個々の貯蔵設備毎に算出すること。]

高圧ガスの種類	設備名	公称能力 m ³ 又はkg	基数	高圧ガスの状態	貯蔵能力 m ³ 又はkg	性能
				圧縮、液化、圧縮+液化		「別添機器一覧表のとおり」としておくこと。
				圧縮、液化、圧縮+液化		

[続いて、設備毎の計算式を記載すること。]

4 製造施設の位置、構造、設備及び製造の方法（法第12条第1項及び第2項）の技術上の基準に関する事項

(技術上の基準に適合していることを該当規則の条項毎に対応して記述すること。)

また、内容が示してある図面番号を記載すること。)

(1) 技術上の基準に適合していることを記述した書面

対応条項 一般ガス：一般則第10条

液化石油ガス：液石則第11条

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等No.

5 その他（設置場所について、都市計画法に基づく区域指定の状況を記述すること。)

(3) 製造施設等明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

(概ね、次のような書面又は図面を添付する必要があります。)

① 事業所全体平面図

- i 事業所境界線を明示のこと。
- ii 高圧ガス製造施設の位置を図示すること。
- iii 火気取扱施設、危険物施設の位置を図示すること。
- iv 警戒標の種類及び取付位置を明示のこと。

② 高圧ガス製造フローシート

- i 機器一覧表による個々の機器の整理番号を書き込むこと。
- ii 通常の使用状態における液・ガスライン、受入・払出ラインについて、色分け等により分かりやすくすること。
- iii ガス設備、高圧ガス設備及び圧力区分を明確にすること。
- iv 除害設備の処理フローも記載すること。

③ 高圧ガス製造施設の配置図

- i 貯蔵設備、処理設備等高圧ガス製造設備の設置位置、大きさ及び設備間距離等を図示すること。
- ii 事務所、計器室等人が常駐する場所を図示すること。
- iii 次の設備がある場合は図示等をする事。

ア 障壁の設置位置

イ 防火設備（散水装置を含む）の操作位置等（ポンプの駆動場所、消火栓の位置、消火器の設置位置、本数等）〔操作位置と対象設備間の距離も図示のこと。〕

ウ ガス漏洩検知警報設備の検知部、外部発報部及び濃度指示・警報場所

エ タンクローリーの停車位置

④ 高圧ガス設備の配管図

(アイソメ図によるなど、できるだけ立体配管図を添付すること。)

⑤ 機器一覧表

(貯蔵設備、処理設備、その他の主要高圧ガス設備（弁類、配管及びローディングアーム等）等について、設備の種類毎に機器一覧表を作成し、さらに、メーカー等が作成した、次の書類を添付すること。)

- i 仕様書及び構造図

- ii 強度計算書〔特定設備検査合格品、高圧ガス設備試験合格品及び認定試験者試験等合格品を使用することとしている場合は、省略することができます。〕
 - iii 安全弁にあつては、吹出量計算書
- ⑥ 高圧ガス設備の基礎及び支持構造物の構造を示した図面
(基礎図には、配筋の太さ、ピッチ、材質等を明示すること。)
- ⑦ 保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面
- i 防火設備の散水配管図、散水量計算書（散水ポンプ能力、圧力損失計算書等）、貯水量計算書
 - ii ガス検知警報設備の仕様
 - iii 除害設備の能力及び仕様
 - iv 障壁等の構造図
- (4) 製造施設の位置及び付近の状況を示す図面の作成要領
- ① 事業所案内図
- i 最寄りの駅等から事業所までの道順等を明示のこと。
 - ii 届出事業所と隣接する他事業所等との関係及び民家等付近の状況が示されていること。

II 高圧ガス製造施設等変更届

第二種製造者が、製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又は製造する高圧ガスの種類若しくは製造の方法を変更しようとする際、法第14条第4項に基づいて知事に変更の届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 「届出をしている製造事業所」ごとに行うこと。
- 2 提出時期 原則として工事に着手しようとする日の10日前までに行うこと。
- 3 提出先 製造届出をしている地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

高圧ガス製造施設等変更届書（様式4）のほか、次のような書類が必要になります。

No.	必要となる書類	備考
1	製造施設等変更明細書	
2	変更明細書に添付して必要になる書類	変更の内容により、次の書類等を適宜添付すること。
(1)	事業所全体平面図	
(2)	高圧ガスフローシート	変更部分が明確になるよう色分けするとともに、必要に応じ変更前、変更後の図面を作成し添付すること。
(3)	高圧ガス製造施設の配置図	
(4)	高圧ガス設備の配管図	
(5)	機器一覧表及びその仕様書、構造図、強度計算書等	
(6)	保安設備の機能、構造等を説明した書面及び図面	

6 提出書類の作成要領

(1) 高圧ガス製造施設等変更届書（様式4）の作成要領

i 名称（事業所の名称を含む。）

届出をした（届出受理通知記載の）事業所名を記入すること。

[例] 法人：○○○(株)○○○工場、個人：○○○事業所

ii 事務所所在地

法人にあっては登記してある本社所在地の記入欄である。個人にあっては住民登録の場所を記入すること。

iii 事業所所在地

届出をした事業所（届出受理通知記載の）所在地の記入欄である。

iv 代表者氏名及び印

法人にあつては法人の名称、代表者の役職名及び氏名を記入し、押印は代表者の登記印ですること。個人にあつては氏名を記入し、印鑑登録印を押印すること。

届出は、当該法人の代表権を有する者が行うものでありますが、代表者から委任を受けた事業所の長等が代理人となって届出することもできます。（委任状を添付すること。）

(2) 製造施設等変更明細書の作成要領

製造施設等変更明細書の記載項目及びその記載内容等は、次の例により作成のこと。

<記載例>

製造施設等変更明細書

1 製造の目的等

(1) 製造施設の名称

（製造施設の名称を記載すること。）

(2) 変更の目的

（変更の目的を具体的に記載すること。）

(3) 変更の内容

（製造施設又は製造方法の変更の区分を明確にしながら、変更内容を箇条書に簡潔に記載すること。）

2 処理設備の処理能力及び性能

変更 有 ・ 無

（変更がない場合は、現在届出ている数値を次の表の変更前の欄に記入し、他は斜線としてください。）

高圧カ ^ス の種類	設備名	高圧ガスの状態	処理能力 (Nm ³ /日)		
			変更前	変更後	増減
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
合計					

※ 増減欄で、減量の場合は△で示すこと。

[続いて、増減する設備の計算式を記載すること。]

(処理能力の算定は、各規則の計算方法に基づき行い小数点以下は四捨五入すること。)

3 貯蔵設備の貯蔵能力

変更 有 ・ 無

(変更がない場合は、現在届出ている数値を次の表の変更前の欄に記入し、他は斜線としてください。)

高圧ガスの種類	設備名	高圧ガスの状態	貯蔵能力 (m ³ 又はkg)		
			変更前	変更後	増減
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
		圧縮、液化、圧縮＋液化			
合 計					

※ 増減欄で、減量の場合は△で示すこと。

[続いて、増減する設備の計算式を記載すること。]

(貯蔵設備が、配管によって接続されている場合には合算して算出し、その他の場合には設備ごとに算出すること。)

4 製造施設の位置、構造、設備及び製造の方法（法第12条第1項及び第2項）の技術上の基準に関する事項

(規則の条項毎に対応して、技術上の基準に適合していること、及び今回の変更の内容が該当しないことを記述すること。また、内容が示してある図面番号を記載すること。)

対応条項 一般ガス：一般則第10条

液化石油ガス：液石則第11条

規則の 条項号	基準項目	対応事項	備考 別添資料等No.

(3) 製造施設等の変更明細書に添付して必要になる書類等の作成要領

(変更の内容により、「5 提出書類一覧」による書類を適宜添付すること。

記載方法は、製造届出の手続きの項（6－(3) 製造施設等明細書に添付して必要になる書類等の作成要領）を参照のこと。

なお、変更箇所が複雑な図面等にあつては、変更部分が明確になるよう色分けするとともに、変更前、変更後の図面を添付すること。)

Ⅲ 代表者等変更届

第二種製造者が、代表者、名称等を変更し、知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 変更後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 製造届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本2部（1部は届出者への返戻用になります。）
- 5 提出書類一覧

代表者等変更届書（様式5）によること。

なお、代表者の変更届の際、今後、高圧ガスに係る届出等を事業所の長等に委任する場合には、同時に新しい委任状を提出することが望ましい。

6 届出が必要な変更の内容

届出が必要となる変更とは、次のとおりです。

(1) 法人の場合

- ① 名称及び事務所所在地の変更
- ② 代表者の変更
- ③ 事業所名称の変更
- ④ 住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更

(2) 個人の場合

- ① 事務所所在地の変更
- ② 同一人で氏名の変更
- ③ 事業所名称の変更
- ④ 住居表示の変更による事務所又は事業所所在地の変更

IV 高圧ガス製造廃止届

第二種製造者が、高圧ガスの製造の事業を廃止したとき、法第21条第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 廃止後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 製造届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類 高圧ガス製造廃止届書（様式6）によること。

V 第二種製造事業承継届

第二種製造者の地位を承継した者が、法第10条の2第2項に基づいて知事に届出を行うときに必要な手続は、次のとおりです。

- 1 届出単位 製造事業所ごとに行うこと。
- 2 提出時期 承継後遅滞なく行うこと。
- 3 提出先 被承継施設の製造届出をした地方振興局
- 4 提出部数 正本1部
- 5 提出書類

第二種製造事業承継届書（様式7）のほか、次のような書類が必要になります。

区 分	必 要 添 付 書 類
法人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	①登記事項証明書
	②譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	合併又は分割の場合
個人の場合	事業の全部の譲渡の場合
	①住民票
	②譲渡の事実を証明する書面（譲渡契約書の写し等）
	相続の場合
個人の場合	①住民票
	②戸籍謄本
	③相続同意証明書（法定相続人全員の証明が必要）

ここでいう分割とは、その事業の全部を承継させるものに限ります。

なお、相続とは、製造施設の包括承継のみを意味し、分割承継は相続とみなしません。